

職員の軽装勤務の通年化について

本市では夏季期間において、省エネルギーに配慮したライフスタイルの定着を目的とした、職員の勤務時における服装の軽装化を実施してきました。

こうした取り組みに加え、令和7年11月1日から働き方改革の一環として、職員のウェルビーイングの向上等を目的とした働きやすい服装による軽装勤務を下記のとおり、通年で実施しますので広く市民の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

記

(1) 時期

令和7年11月1日から通年で実施

(2) 目的

- ・職員自らが快適で働きやすいと感じる服装（ノー上着・ノーネクタイ等）を選択できる職場環境を整備することを通じて、職員のウェルビーイングの向上を目指します。
- ・省エネルギーに配慮したライフスタイルを実践します。

(3) 対象職員

全職員

（学校関係職員、職務の安全性等から作業衣等の着用を義務付けられている職員を除く。）

(4) 内容

- ・公務員としての品位を損なわず、相手に不快感を与えない節度のある服装とします。
- ・式典等への出席を始め、社会通念上必要と判断される場面においては、ネクタイや上着を着用するなど、TPO（時・場所・場面）にあわせた着こなしに配慮します。

※軽装の例：ポロシャツ、セーター、チノ・パンツ等

(参考) 現在の状況

- ・夏季期間の職員の勤務時における服装の軽装化

開始時期：平成15年6月1日から

目的：市役所自らが率先して省エネルギーに配慮したライフスタイルの定着を図る。

内容：夏季期間（5月1日から10月31日）原則半袖・ノー上着・ノーネクタイ化を推奨